

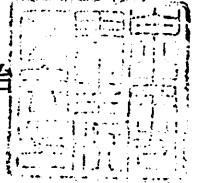
(控)

令和元年8月9日

都市整備部

部長 奥田 雅則 様

男里浜区長 小寺 俊治



りんくう南浜2号公園(亀公園)の取扱について(要望)

泉南市ABC委員会の「花と自然事業部」の定例会議に出席した当区の副区長から私に対し、上記会議の場で貴部の担当者から「亀公園がグラウンド・ゴルフ場に整備されるため、現状での利用が近く停止される」旨を聞かされたとの報告がありました。

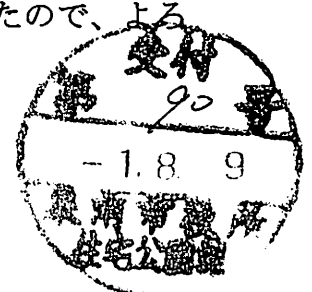
そこで、泉南市のホームページを検索しましたところ、「(仮称)泉南市営りんくう公園」内のPFI事業対象区域外において、グラウンド・ゴルフ場の整備、維持管理及び運営する事業者を募集することが平成31年3月6日付で、またその優先交渉権者を「一般社団法人いごこち研究会」に決定したことが令和元年5月16日付で、それぞれ公表されておりました。

亀公園は、当区の多くの区民によって利用されており、とりわけ子育て世代や高齢者にとっては、大変貴重な憩いの場となっております。

当区としましても、「(仮称)泉南市営りんくう公園」の整備が進み、魅力ある都市公園へと発展することには賛同しており、そのこと自体には何の異議もございませんが、その整備を進行させることによって、当区の区民の貴重な憩いの場であり、この海浜区域では唯一の存在である亀公園が、事前の予告も説明も一切ないまま、突如として利用停止に至るということには、全く納得することができません。

つきましては、貴部におかれまして、(イ)亀公園をグラウンド・ゴルフ場の建設対象地から除外する、(ロ)速やかに代替公園を整備し、それまでの間は亀公園の利用継続を可能とする、(ハ)上記(イ)または(ロ)に準ずると認められる措置を講ずる、ことのいずれかに向けて速やかにご検討いただきますよう、区民を代表してお願い申し上げます。

なお、この件に関する私の質問および要望を別紙にまとめましたので、よろしくご対応いただきますよう、合わせてお願い申し上げます。



質問・要望事項

1. 募集要項 4. (4) ③ (3頁)の記載内容と別紙位置図とを抱き合わせますと、亀公園をつぶしてグラウンド・ゴルフ場にするのを、あたかも泉南市が促しているのではないかとの印象が否めません。
泉南市がこのように積極的な誘導策(奨励策)を示されたのは、如何なる理由に基づくのか、その理由・背景をお聞かせください。
2. 防波堤沿いの遊休地(土砂の仮置き場)とは異なり、現に多くの市民が利用している亀公園をつぶしてグラウンド・ゴルフ場に変えることについて、利用者または地元代表者など、利害関係を有する者の意見を事前に聴取すべきではないかという指摘は、全く出なかったのでしょうか？
3. 亀公園の利用実態(利用者数・世代別区分・滞留時間・季節的傾向など)に関する調査結果を開示していただきますよう、お願いします。
4. 子育ての場、高齢者の憩いの場、一般市民のレクリエーションの場として、亀公園を大いに利用している市民を追い出し、営利目的の事業用地へ切り替えることに、公共政策としての大義は存するのでしょうか？
5. 私のもとへは、「うちの子は、亀公園で練習して自転車に乗れるようになった。孫ができたならまた連れて行きたい。」という主婦の声や、「トイレが近くなった年寄りでも、亀公園なら安心して長居ができる。本当にいい場所や。」という年配者の声が、それぞれ寄せられております。
亀公園に限りない愛着を覚え、その具体的有用性を指摘する市民たちのこのような生の声を、貴部におかれましてはどのように受け止め評価されるのでしょうか。その見解をお聞かせください。
6. 亀公園のグラウンド・ゴルフ場への変更は、都市公園をみだりに廃止することを禁止している都市公園法の理念(制定趣旨)に反することにはならないのでしょうか？

以 上